

「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」 議事録

日 時：平成22年12月24日（金） 14：00～15：10

場 所：長崎市民会館 6階第3会議室

出席者：国 藤澤河川部長、森川河川調査官、鈴木河川計画課長

大儀長崎河川国道事務所長

県 桑原土木部長

関係自治体 （諫早市）藤山副市長

オブザーバー （長崎県）古賀水環境対策課長、（長崎県南部広域水道企業団）中村副企業長

【司会】

それでは、皆様お揃いのございますので、ただ今より「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（準備会）」を開催したいと思います。

本日の進行を担当いたします、九州地方整備局河川部の森川です。よろしくお願いします。

また、参加の皆様方、報道関係者の皆様方、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営にご協力いただきますようお願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のクリップをはずしていただきますと、会議次第、一枚ものでございます。開けて頂きまして、配席表も一枚ものでございます。

このほかの資料の右肩には、番号を振ってございます。

資料1といたしまして、本日の準備会の出席者名簿

資料2といたしまして、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）

資料3といたしまして、「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめの概要」

資料4といたしまして、「本明川流域の概要」

参考資料1といたしまして、「ダム事業の検証に係る検討について」の国土交通大臣から九州地方整備局長への指示文書の写し。

参考資料2といたしまして、平成22年9月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」にてとりまとめられました「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」

参考資料3といたしまして、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」についての九州地方整備局長への通知の写し。

以上でございます。

過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

なお、本日のご出席者の方々につきましては、本来は一人お一人ご紹介すべきところではございますが、資料1でご出席の方々のお名前をご紹介しておりますので、ご紹介に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それではまず、開会に当たりまして、ご挨拶をお願いしたいと思います。

九州地方整備局河川部長の藤澤よりご挨拶を申し上げます。

河川部長よろしくお願いいたします。

【河川部長】

九州地方整備局で河川部長をしております藤澤でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、「本明川ダム建設事業の関係公共団体からなる検討の場（準備会）」にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ダム事業につきましては、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えに基づきまして、昨年12月、本省の方で「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が設けられ、治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等の検討が進められ、本年9月、「中間とりまとめ」が行われております。

そして、9月28日、国土交通大臣より、ダム事業の検証に係る検討の指示がなされ、本明川ダムにつきましては、検討主体であります九州地方整備局におきまして、検証に係る検討を行っているところでございます。

後ほどご説明させていただきますが、ダム事業の検証に係る検討につきましては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して、検証に係る検討を進めていくこととしております。

そこで、本日の会議につきましては、本明川ダムの検証に係る検討の進め方について、検討主体であります、九州地方整備局と関係する地方公共団体の皆様方との間で認識の共有を図るとともに、「検討の場」を円滑に進めていく上で整理しておく事項等について、議論するための準備会を開催させて頂きました。

検討の場の規約、構成員、検討の進め方などにつきまして、忌憚きたんのないご意見を頂ければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。それでは、3の議事に入ってまいりたいと思います。

具体の議事に入ります前に、ダムの検証に至った経緯や「今後の治水対策のあり方（中間とりまとめ）」につきまして、九州地方整備局 鈴木河川計画課長よりご説明を申し上げます。

鈴木課長よろしく申し上げます。

【河川計画課長】

九州地方整備局の河川計画課の鈴木でございます。

今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）について私の方からご説明させて頂きたいと思います。 よろしくお願い致します。

資料につきましては、お手元にお配りしております資料の3、参考資料の1、参考資料の2、参考資料の3を使ってご説明をさせていただきたいと思います。

まず、「今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）」がとりまとめられるに至った経緯についてご説明をさせていただきます。

まず、参考資料の2をご覧ください。参考資料の2の「中間とりまとめ」の1ページ「はじめに」をお開きください。こちらの中程から読み上げさせていただきたいと思います。

我が国は、現在、人口減少、少子高齢化、莫大な財政赤字という、三つの大きな不安要因に直面しており、このような我が国の現状を踏まえれば、税金の使い道を大きく変えていかなければならないという認識のもと、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるとの考えの基つき、今後の治水対策について検討を行う際に必要となる、幅広い治水対策案の立案手法、新たな評価軸、総合的な評価の考え方等を検討するとともに、さらにこれらを踏まえて今後の治水理念を構築していくこととなった。

このため、「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」が平成21年12月3日に発足し、12回に及ぶ討議を重ね、このたび「中間とりまとめ」を作成するに至った。ということでございます。

めくっていただきますと、2ページに有識者会議が平成21年12月の3日に発足し、12回に及ぶ討議を重ねまして、「中間とりまとめ」をとりまとめるに至ったという経緯が記載されているところでございます。また、一番後ろの71ページをご覧くださいと、有識者会議の委員の先生方の名簿が掲載されているところでございます。

このような経緯で「中間とりまとめ」がとりまとめられた訳でございますけれども、この「中間とりまとめ」の概要ということで資料の3をごらんください。

こちらに「中間とりまとめ」の概要がとりまとめられておるところでございます。こちらにそって説明をさせていただきます。

まず、順番に、上から第1章でございます、「今後の治水対策の方向性」でございます。

ここに書いてありますように、財政逼迫等の社会情勢の変化、治水目標と河川整備の進め方、計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方、流域と一体となった治水対策のあり方、既設の施設の有効活用と機能の向上という形でまとめられているところでございます。

下の方にさせていただきますと、第2章でございます、「個別ダム検証の理念」とございます。こちらにつきましては、先ほどご説明しましたような検証の背景でありますとか、検証にあたっての基本的な考え方についてまとめられているところでございます。

下の方にさせていただきますと、第3章以降において、具体的な検証の進め方についてまとめられております。

参考資料の2の16ページをお開きください。

16ページの「3. 2 検証主体」とございます。

こちらの下から2行目から読み上げさせていただきます。

個別のダム事業については、事業の再評価の実施主体に合わせて、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。具体的には国土交通大臣が、直轄ダムについては地方整備局等に、水機構ダムについては水機構及び地方整備局にそれぞれ検証に係る検討を指示し、補助ダムについては都道府県に検証に係る検討を要請する。とございます。

なお、今、読み上げさせていただいた文書にございました国土交通大臣から九州地方整備局長あての検討の指示の文書というものが、お配りしております参考資料の1でございます。1枚紙でございます、タイトルのところに「ダム事業の検証に係る検討について」とございまして、国土交通大臣から整備局長あてに、下記のダム事業について検証に係る検討を進められたいというふうでございます。その中に、事業として本明川ダムが記載されているというところがございます。

再度、資料3の1枚紙をご覧ください。ここからは、検証に係る検討の手順についてご説明をさしあげます。

まず、左の方に第4章でございますが、「検証対象ダム事業等の点検」とございます。

まずダム事業等の点検を行うということになっております。

これを踏まえまして、右のほうに矢印が出ておりますが、目的別の検討を行うようになっております。洪水調節であるとか、新規利水であるとか、流水の正常な機能の維持、またその他の目的と

いうかたちで目的別の検討を行うということになっております。

目的別の検討につきましては、この資料3の中では、洪水調節の例が示されております。

まず、第5章とございまして、「複数の治水対策案の立案」とございまして。

ここでは、ダム案とダム案以外の案を立案するようになっております。

また、各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えまして、流域を中心とした対策を含めて検討し、様々な方策を組み合わせるようになっております。

様々な治水対策の方策につきましては、「中間とりまとめ」に、26の方策が提示されているところでございます。

この26の方策につきましては、後ほど検討の進め方の中で、ご説明させて頂きたいと思っております。

また、治水対策案については、組み合わせるようになっておりますけれども、これを立案するにあたっては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案するようになっております。

治水対策案が多い場合ということで、下の方に矢印が出ております。

第6章とございまして「概略評価による治水対策案の抽出」を行いまして、2から5案程度に抽出をいたします。

そして、第7章とございまして、治水対策案を評価軸毎に評価することになります。

評価につきましては、再度、参考資料2の「中間とりまとめ」の第7章に沿って評価することになりますので、参考資料の35ページをお開き下さい。

35ページで第7章「評価軸」とございまして。

こちらを読み上げさせて頂きます。

従来のダムの代替案検討においては、安全度、コスト、地域社会への影響の観点で検討されることが多かったが、今回、個別ダムの検証を行う場合には、第5章で述べた方策を組み合わせる立案した治水対策案を、河川や流域の特性に応じ、次の(1)から(7)で示すような評価軸で評価する。

なお、評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行う。すなわち、コストの評価に当たり、実施中の事業については、残事業費を基本とする。とございまして。只今読み上げさせて頂きました中にございまして、(1)から(7)で示す評価軸、というものがこの下に書いてあります。

一つは35ページにございまして、安全度とございまして、例えば河川整備目標レベルの目標に対し安全を確保できるか、といったような評価軸が示されております。

2ページ進んでいただきまして、37ページ、評価軸として2番目にコストというものがございまして。

コストにつきましては、完成までに要する費用がどれくらいか、といったような内容になっております。

続きまして3番目に実現性ということで、37ページの一番下にございますが、土地所有者等の協力の見通しはどうかといったような内容について評価を行うということでございます。

2ページ先にいっていただきまして、39ページ4番目の評価軸で持続性のございまして、将来にわたって、その治水対策が持続可能といえるかどうかといったような評価をする、ということになっております。

5番目の評価軸ということで、柔軟性のございまして、地球温暖化に伴う気候変動など、将来の不確実性に対する柔軟性はどうかといったような評価軸のございます。

6番目の評価軸ということで、地域社会への影響ということで、事業地及びその周辺への影響はどの程度かといった評価軸になっております。

1ページめくっていただきまして、最後7番目の評価軸ということで、環境への評価ということで、水環境に対してどのような影響があるか等々についても、評価を行うといったことになっております。

只今読み上げさせて頂きました第7章の7つの評価軸の評価を行った後に、第9章9.1とございまして、目的別の総合評価を行う、ということになります。

目的別の総合評価の考え方につきましては、先ほどの参考資料の2の61ページに記載されている評価の考え方で進める、ということになっております。

以上のように、ただ今洪水調節の評価の例をお示ししましたが、洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持といった目的別の評価をそれぞれ行いまして、9章9.2とございます、検証対象ダムの総合的な評価を行う、ということになります。

以上が、検討の進め方ということでございますが、この赤囲いの右の方ご覧下さい。

検討を進めるにあたりましては、検討主体は次のような進め方で検討を行うとございます。

関係地方公共団体からなる検討の場の設置、情報公開・パブリックコメントの実施、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取、これらを行うということになります。

以上を実施しました上で、検証主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の案、原案、すなわち、事業継続の方針又は中止の方針の原案を作成致します。

そのうえで、赤囲いの右の方の下の方にございますけれども、検討主体は事業評価監視委員会の意見を聴きまして、対応方針案を決定する、ということになります。

そして、以上の検討結果を、第10章10.1とございますが、検証主体から本省国土交通大臣へ

報告をするということになっております。

なお、本省国土交通大臣は、検討結果の報告を受けたのち、中間とりまとめで示しております、個別ダム検証に当たっての共通的な考え方に沿って検討がされたかについて、冒頭で述べました有識者会議の意見を聴きまして、その上で本省による対応方針を決定することになります。

なお、中間とりまとめから乖離した検討が行われたと判断される場合、国土交通大臣から、検証主体に対しまして、再検討の指示がなされる、ということになっております。

なお、今回の検証にあたりましては、事業再評価の枠組みを活用することとされておまして、

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」適用するとともに、別途、参考資料の3として、お配りしております、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が新たに定められております。

細目につきましては、先ほどご説明した「中間とりまとめ」で示しております、検証の手順・手法で実施することを規定しておまして、実際の検証作業については、この細目に従って進められて、検証主体は対応方針案を策定することになります。

以上でご説明を終わります。

【司会】

ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事でございます、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の規約、構成員等につきまして、引き続き鈴木課長よりご説明を申し上げます。

よろしく申し上げます。

【河川計画課長】

はい。それではお手元の資料2をご覧ください。「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」規約（案）でございます。

読み上げさせていただきます。

（名称）、第1条、本会は、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下検討の場）という。）と称する。

（目的）、第2条、検討の場は、検討主体（国土交通省九州地方整備局）による本明川ダム建設事業

の検証に係る検討を進めるにあたり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めることを目的とする。

(検討の場)、第3条、検討の場は、別紙1で構成される。別紙1については、両面の後ろのほうについております。

2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。

3 検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。

4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。

(情報公開)、第4条、検討の場は、原則として公開する。

2 検討の場に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。

ただし、希少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)、第5条、検討の場の事務局は、国土交通省九州地方整備局に置く。

2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)、第6条、この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)、第7条、この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する。

(附則)、この規約は、平成22年〇月〇日から施行する。

後ろの方を見て頂きますと別紙1とございます。読み上げさせていただきます。「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成(案)。

構成員、長崎県知事様、諫早市長様、検討主体、九州地方整備局長、なお、注意書きといたしまして、構成員及び検討主体については代理出席を認めるものとする。以上でございます。

なお、流域の市町村でございます、雲仙市様におかれましては、本明川ダムの目的であります、「治水」に関しまして、本明川の洪水の氾濫想定地域に入っていないこと、利水にも関係しなといことから、構成員とはならないという事でお話を頂いております。

よって、「本明川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の構成員としましては、ただいま読み上げさせていただきました長崎県知事様、諫早市長様とさせて頂きたいと考えております。

なお、雲仙市様につきましては、本明川ダムの検証の検討を進めるにあたり、先ほどもご説明しましたが、関係地方公共団体の長に意見をお聴きする場面が出てまいりますので、適宜、当方の方から情報の提供を行いながら、その際にご意見を出して頂くなど、協力して頂くことを確認していること

を申し添えさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

【司会】

ありがとうございます。雲仙市様の扱いにつきましては、今申したとおりでございますが、今までの説明の規約、並びに構成員につきまして何かご意見ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ご意見等ないということでございますので、規約並びに構成員につきましてはご了承いただいたということで、規約の一番下に書いてございます、この規約を本日の日付でございます、平成22年12月24日から施行するということにさせていただきます。ありがとうございます。

【司会】

それでは、議事の「検討の進め方について」入って参りたいと思います。

今後、今施行するといいたしました規約に基づきまして、検討を進めてまいるわけでございますが、具体的な進め方の議論に入る前に、検証の対象でございます本明川流域の概要や本明川ダムの概要につきまして、九州地方整備局長崎河川国道事務所の大儀所長よりご説明を申し上げます。それでは、所長よろしくお願い致します。

【長崎河川国道事務所長】

長崎河川国道事務所 事務所長の大儀でございます。それでは本明川流域の概要について、ご説明いたします。

前方スクリーンに資料を映しておりますけれども、お手元に同じ内容の右肩に資料4と打ってある資料がございます。そちらを併せてご覧ください。

一枚はぐって頂きまして、まず2ページです。流域の概要ということでございまして、本明川の幹川流路延長は約28km、流域面積が約249平方キロメートルです。

平成20年3月、諫早湾干拓事業が完成したことで、旧河口から潮受堤防までの約7kmが新たに河川指定をされております。

本明川の流域は、諫早市、雲仙市の2市で、流域内人口は、約8万9千人です。

(次、お願いします)

左から、上流部、中流部、下流部の上空からの写真を並べております。

上流部は、急峻な山麓や両岸に広がる棚田の間を流れております。

中流部は、諫早市街地の中心部を流れております。

下流部ですが、古くからの干拓によって開けました広い水田地帯を流れております。

本明川は、日本有数の急流でございまして、源流の標高1,057mの^{ごかはらだけ}五家原岳の中腹から、流路延長28kmを、一気に流れ下ります。

上流の急流部から平坦な干拓地に流れますけれども、その勾配の変化点に、諫早の市街地が広がっております。このような地形条件から、ひとたび大雨が降ると、洪水となりやすく、古くから繰り返し洪水被害が発生しております。

(次、お願いします)

次に地質です。上流部は火山由来の地質です。また下流部は、有明海周辺地域特有のガタ土でございまして、その堆積で、古来からの干拓によってできた地域となっています。

(次、お願いします)

続いて気候でございまして。本明川流域は、温暖多湿な気候となっております。左上のグラフ、1979年から2009年までの30年間の年間平均降水量を全国平均と比べますと、全国平均が年間約1,540ミリであるのに対して、諫早気象観測所は約2,160ミリとなっております。

左下のグラフでございましてけれども、6月から7月の降水量が、ほかの月に比べて多く、過去の水害の多くは、この梅雨期に発生しております。

(次、お願いします)

続いて人口でございまして。5年に1度実施されております、河川現況調査によれば、本明川流域内の人口は、諫早市の人口の約6割を占めています。

このグラフでございましてけれども、平成17年の1市5町の合併前の旧諫早市でございまして、また、流域内人口につきましては、平成20年4月に新たに河川指定された流域は含まれておりませんのでご了承ください。

(次、お願いします)

続いて自然です。上流部は、木々で覆われまして、富川溪谷のような美しい溪谷がございまして。

また、河床にツルヨシが分布しているような開けた場所では、ゲンジボタルが生息をしております。

中流部ですけれども、諫早市街地においても、良好な瀬・淵が形成してございまして、オイカワ等の魚類が生息をしております。

下流部ですが、ヨシ原などが、オオヨシキリやコサギなどの鳥類、また、カヤネズミなどにとって良好な生息空間となっております。

(次、お願いします)

続いて河川利用です。本明川は諫早市街地を流れておりまして、本明川周辺には市役所、学校、商店街、駅など、市民のみなさんが集まる施設が多くあります。

水辺には散策可能な道であるとか対岸に渡ることでできる飛び石などがございまして、地域住民にとって身近な憩いの場、また、子供たちの遊び場となっております。

また、諫早川まつりや魚のつかみどり大会等に利用されております。

また、下流部の仲沖地区では、桜づつみが整備されておりまして、散策やサイクリングに利用され、市民の憩いの場として利用されております。

(次、お願いします)

続いて洪水被害です。

近年発生した主な洪水被害について、ご説明をさせていただきます。

まず、昭和32年の諫早大水害です。諫早市が発行いたしました諫早水害誌によれば、昭和32年7月25日から26日にかけて諫早方面を襲った豪雨は、1日の雨量が700ミリから800ミリに達しました。

7月25日には、わずか10分で1.5mも水位上昇したといわれております。

山地では至る所で山崩れが発生いたしました。上流の本野地区では、土石流で家屋が流され、田畑は巨石で埋め尽くされました。

市街地では、堤防や橋が壊れまして、濁流が人や家屋を押し流して、甚大な被害となりました。

また、下流部の干拓地帯では、土地が低いために、三日以上も水がたまりまして、田畑はドロの海となりました。

合併前の旧諫早市だけで、死者494名、行方不明者45名、また家屋の全壊流失727戸、床上浸水2,734戸と、諫早市街地に壊滅的な被害を与えました。

この災害を契機に、本明川の諫早市街地区間を、国が直轄管理することとなりました。

(次、お願いします)

次に、昭和57年7月22日から24日に発生しました、梅雨前線による出水です。

長崎市街では、いわゆる長崎豪雨が発生した出水です。

内水また河川からの氾濫によって、全壊2戸、床上浸水951戸の被害が発生しました。

続いて、平成11年7月23日に発生した熱帯低気圧による出水では、1時間に約70ミリの強い雨が3時間継続いたしました。

内水氾濫や支川があふれたため、全壊1戸、床上浸水240戸の被害が発生しました。

(次、お願いします)

続いて治水事業の沿革です。近年の河川改修をご説明いたします。

昭和32年の先ほどご説明させて頂きました諫早大水害を契機といたしまして、国の事業として、上・中流部の河川の拡幅工事、市街地部での特殊堤の工事、また、支川半造川、福田川の築堤工事を実施しました。続いて、昭和39年の河川法施行に伴いまして、昭和44年に一級河川に指定され、「本明川工事実施基本計画」を策定いたしました。

つぎに、平成9年の河川法の改正を受けまして、平成12年12月に「本明川水系河川整備基本方針」を策定し、平成17年3月には、「本明川水系河川整備計画」を策定いたしました。「本明川水系河川整備計画」では、今後概ね30年の整備目標として、本明川の基準地点である裏山での流量、毎秒1,070立法メートルに対して、上流の洪水調節施設で毎秒290立法メートルを洪水調節して、河道整備流量を毎秒780立法メートルとすることとしております。

(次、お願いします)

これまでの本明川の治水対策についてご説明いたします。

これまで、河川整備計画に基づいた治水対策を進めておるところです。

諫早市街地では昭和32年7月の諫早大水害により、市街地が壊滅的な被害をうけたため、昭和33年から、眼鏡橋付近で川幅を約40mから約60mに拡幅するなど、河川改修と土地区画整理事業が一体となった市街地の復興事業を実施いたしまして、河川改修は概ね完成しておるところです。

市街地より下流は、堤防整備と河道掘削を、河口から順次進めております。

下流部は、低平地であるために、内水被害が頻発してきました。

このため、内水対策として、国や県、諫早市が諫早排水機場、中山雨水ポンプ場、てんぐぼな天狗鼻排水機場、なかおき仲沖緊急排水機場等の整備を行いました。

支川の半造川においては、平成5年から堤防の幅を広げる引堤事業を下流から順次実施しております。

現在は半造橋の下流付近まで、概ね完成しております。

「本明川の堤防の整備状況」です。

直轄管理区間における堤防の整備率は、約5割となっております。

下流部を中心に、堤防の高さ、幅が不足しております。

また、半造川では、河道断面が不足し、堤防を広げる必要がございます。

なお、地盤沈下によりまして、堤防の高さが若干不足してきた区間がございます。堤防の補修が必要となっております。

(次、お願いします)

この図は、平成17年3月に策定いたしました時点の河道で、諫早大水害規模の相当の洪水が発生し氾濫した場合に、各地点の水深をシミュレーションによって推定したものです。

昭和32年7月の諫早大水害と同規模の洪水が発生いたしますと、河道内で安全に流すことができず、広範囲で氾濫が生じることがおわかりいただけると思います。

(次、お願いします)

つづいて、「本明川水系の河川整備計画」の概要についてご説明いたします。

先ほどご説明いたしましたように、河川整備計画は、概ね20～30年の間の目標を決めて、その事業メニューを定める法定計画でして、本明川では平成17年3月に策定しております。

整備目標は、戦後最大の被害をもたらしました昭和32年7月の「諫早大水害」規模の洪水に対し、安全を確保することにしております。

概ね30年間の洪水対策といたしまして、下流部の河道掘削、築堤工事、また、支川半造川の築堤工事、橋梁の改築、また、内水対策、そして、洪水流量を低減させるための方策といたしまして、本明川ダムの建設が位置づけられております。

(次、お願いします)

つづいて、水利用の現状でございます。

本明川では、数多くの取水堰から、かんがい用水が取水されております。

なかでも、諫早市街地にある公園堰は、^{たいぼる}田井原、また、小野地区の広大な干拓地に対しまして、水を供給するために、大規模な取水が行われております。

また、流域内にあります^{おがくら}小ヶ倉ダムは、農業用水と水道用水を補給しております。

(次、お願いします)

つづいて「主な渇水被害」です

本明川流域では、これまで度々渇水被害が発生しております。主な渇水被害は、昭和35年、41年、42年、昭和57年、平成6年に発生しております。

戦後最大の被害は、昭和42年9月の渇水です。この際には、県内の農作物は、被害額が約40億円となりまして、稲作につきましては作付面積の76%が被害を受けました。

また、平成6年7月の渇水では、諫早市内176haで水不足が発生いたしまして、農業被害が約1億5千万円発生いたしました。

渇水時には、流量不足によりまして、水温が上昇いたしまして、また水中の酸素が不足して、魚が大量死する被害が発生しております。

(次、お願いします)

つづいて「不特定用水補給について」です。

本明川ダムでは、10年に一度の確率で発生すると想定されます規模の渇水において、既得農業用水を安定的に取水し、また、公園堰下流で、動植物の生息、又は、生育に必要な毎秒0.25立法メートルを、通年にわたって確保することとしております。

(次、お願いします)

つづいて、「本明川ダムの水道用水供給について」です。

水道法に基づく長崎県南部広域的水需給計画では、長崎県南部広域水道企業団が、諫早市、長崎市、長与町、時津町の2市2町に、本明川ダム等を水源として、水道用水を供給することとしております。

平成19年度の水道事業の再評価によりまして、水源を本明川ダムを一箇所として、日25,000立法メートルの水道用水を供給することとなりました。

長崎県南部広域水道企業団は、委員会のこの答申を受けまして、日25,000立法メートルを本明川ダムで確保をすることを要望されております。

(次、お願いします)

つづいて「本明川ダム建設事業の目的、進捗状況」です。

本明川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の確保の3つの目的がございます。

1つ目は、洪水調節ですが、基準地点の裏山における、基本高水のピーク流量毎秒1,070立方メートルを、本明川ダムによって、毎秒260立方メートルの洪水調節を行い、毎秒810立方メートルに低減し、洪水被害の防止又は軽減を図ることとしております。

2つ目の流水の正常な機能の維持ですが、本明川下流の既得用水の補給等、流水の正常な機能の維持と増進を図ることとしております。

3つ目、水道用水の確保ですが、先ほど申しあげましたように、諫早市、長崎市、長与町、時津町に対して、新たに1日最大25,000立方メートルの水道用水の取水を可能にすることとしております。

本明川ダムは、ダムの基本計画が策定されておられませんので、今後の詳細な検討によって、ダムの構造、諸元が変わる可能性がございます。

現時点においては、ダムの形式は、台形CSGダムで、高さ約70メートル、集水面積約8.9平方キロメートル、総貯水容量約860万立方メートル、有効貯水容量約820万立方メートルとしております。

また、これまで、雨量や流量などの水理水文観測や、地形測量、また、ボーリングなどの地質調査、

動植物などの環境調査、また、道路やダム本体の概略検討を行ってきております。

(次、お願いします)

つづいて「本明川ダム建設事業の経緯」についてご説明いたします。

平成2年4月に実施計画調査に着手いたしまして、平成6年4月に建設事業へ移行しております。

平成15年7月に、事業評価監視委員会による事業再評価の審議を行いました。

また、平成20年6月に、長崎県条例に基づく環境影響評価の手続きといたしまして、環境影響評価方法書の公告及び縦覧を開始しました。

同年7月に、また、事業評価監視委員会による事業再評価の審議が行われております。

また、平成21年4月には、環境影響評価準備書の公告、また縦覧を開始いたしました。同年10月に、この準備書に対します知事意見が出されまして、環境影響評価書のとりまとめをしておったところでございます。その同年12月に今日の検証の対象ダムとして区分がなされたところでございます。

以上で、本明川流域の概要の説明を終わらせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

ただいま本明川流域、並びに、本明川ダムの概要について、ご報告がございました。

それでは引き続きまして、検討の進め方につきまして、鈴木課長よりご説明申し上げます。

【河川計画課長】

それでは私の方から検討の進め方について、ご説明させていただきます。

今後の本明川ダムの検討は、規約にございますとおり、「本明川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催いたしまして、参考資料3として配布しております「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づきまして検討を進めて参りたいと考えております。

また、主要な時期におきましてはパブリックコメントを行いながら進めていくことを考えております。

検討につきましては、参考資料の3「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」の1ページにございます、第3「再評価の実施」の「1 再評価の実施手順」の、「(1) 検証に係る検討手順」に従いましてダム事業等の点検を行い、これを踏まえまして、本明川ダム事業の目的でございます洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持のそれぞれについて検討を進めて参りたいと考え

ております。まず具体的な治水対策案の立案につきましては、補足で説明いたしますが、参考資料の2「中間とりまとめ」の20ページをご覧ください。第5章とございまして、「複数の治水対策案の立案」とございます。この中で、26の治水対策案というものが示されておりまして、順番に簡単にご紹介いたしますと、20ページの一番下に、(1)ダム、21ページに(2)ダムの有効活用ということで既設ダムの嵩上げといったようなもの。その下の(3)遊水地等。めくっていただきまして(4)放水路。その下、(5)河道の掘削。その下(6)引堤。23ページにいていただきまして(7)堤防の嵩上げ。(8)河道内の樹木の伐採。(9)決壊しない堤防。(10)決壊しづらい堤防。(11)高規格堤防。(12)排水機場。25ページにいていただきまして(13)雨水貯留施設。(14)雨水浸透施設。(15)遊水機能を有する土地の保全。めくっていただきまして、(16)部分的に低い堤防の存置。(17)霞堤の存置。27ページ、(18)輪中堤。(19)二線堤、めくっていただきまして、28ページ、(20)樹林帯等。(21)宅地の嵩上げ、ピロティ建築等。(22)土地利用規制。29ページにいていただきまして、(23)水源等の保全。(24)森林の保全。最後、30ページでございまして、(25)洪水の予想、情報の提供等。(26)水害保険等。と26の方策がございまして。先ほどもご説明しましたが、これらを組み合わせて、複数の治水対策案を立案をいたしまして、概略評価を行いまして、2から5案程度に抽出を行う。そののちに、評価軸毎の評価を行いまして、目的別の治水の総合評価を行うという形で検討を進めて参りたいというふうに考えております。先ほどもご説明しましたが、この複数の治水対策案の立案につきましては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、立案、検討していきたいと考えております。

流水の正常な機能の維持の検討につきましても、平行いたしまして検討を進めて参りたいと考えております。

利水に関しても同様に、平行して検討を進めて参りたいというふうに考えています。

その上で検証対象ダム、本明川ダムの総合的な評価を行っていくという進め方で進めて参りたいと思います。

なお、利水につきまして、本明川ダムの検証における新規利水の観点からの検討につきましては参考資料3でお配りしております参考資料3、細目の20ページの④ということで、「利水等の観点からの検討」とございます。その中の「i) 新規利水の観点からの検討の進め方」に従いまして、まず、検討主体は、利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s が必要なのか、また、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うように要請させていただく。あわせまして、利水参画者に対しまして、代替案が考えられないか検討を要請させて頂くというふうに考

えておりまして、九州地方整備局から、長崎県南部広域水道企業団様にこちらの要請をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、次回以降につきましては、先ほども申し上げましたダム事業の点検、また治水を中心に検討を進めていきたいと考えております。

【司会】

ありがとうございました。ただ今ご説明がありましたように、第一回目の検討の場の開催にむけて、検討主体により必要な検討や準備等を進めていただきたいと思います。

また、新規利水につきましては、本日本明川ダムでの水道水の確保のご要望をいただいております。長崎県南部広域水道企業団様、並びに水道法に基づきまして長崎県の広域的な水道の整備計画を定めておられます、長崎県の関係部局の方にもオブザーバーとして本日出て頂いております。ただいまのご説明にありましたように、長崎県南部広域水道企業団様に対しまして検討主体の方から公文書により、ダム事業参加継続の意思、開発量、水需給計画の点検・確認、あとは代替案が考えられるのかどうかの検討の要請というのを正式にさせていただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

(長崎県南部広域水道企業団 うなずく)

はい。わかりました。よろしく願いいたします。

それでは、これから「検討の進め方」につきまして、これまでのご説明ご報告を踏まえまして、ご意見をいただきたいと思います。

まずは構成員の長崎県さんそれから諫早市さんご意見を伺いたいと思っております。長崎県さんからいかがでしょうか。

【長崎県】

長崎県の土木部長、桑原でございます。

今後、検討が具体的に進められることになるわけですが、長崎県から意見、そして、要望を何点か申し上げさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、地域における治水利水対策の緊急性を考慮していただき、地元住民の不安の軽減のためにも、早急に対応方針案等の決定がなされるように取り組んでいただきたいと思いますというふうに考えております。

2点目でございます。この対応方針の検討においては、住民の安全安心の確保に責任を持ちます関係自治体の意見を聴取し、その意見を、是非、最大限尊重していただければというふうに思います。

3点目でございます。作業を迅速に進めるためにも、最終判断の時期等、検証スケジュールを明確にいただき、迅速に進めていただければというふうに考えております。

4点目であります。長崎県は、これまでも負担金を負担してきている訳でございますけれども、今後の負担の見通しを立てる観点からも、現時点での事業費、そして工期、こういったものについても是非提示をお願いしたいと考えております。

最後、5点目でございます。最終判断が今後なされることになるわけですがけれども、その結果に係る対策事業これについて推進をして頂くために、機動的、かつ十分な予算措置をお願いしてまいりたいと。

以上5点でございます。よろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございます。ご意見としてしっかり受付させていただきます。

それでは、諫早市さん、よろしいでしょうか。

【諫早市】

諫早市副市長の藤山でございます。諫早市のほうからは市民の生命、財産を守るために、先ほど本明川流域の概要の時に述べられました昭和32年の諫早大水害の豪雨は、一日当たり700から800ミリということでございました。この豪雨に対しまして、安全度を確保する根本的、抜本的な治水対策をお願いしたい。また水資源の確保を図るために、この本明川ダム事業は本市にとって非常に重要な事業でございます。

さきほどの長崎県の方とも同様のお願いになろうかと思いますが、市民の様々な水害からの不安等が長く続くことがないように、検討主体である九州地方整備局におかれましてなるべく早い時期に検証の結論が示されるようお願いを致したいと思っております。

また、本明川ダムは、調査・地元説明の段階になっているかと思っております。水没します関係者の方々には長年、地域の生活再建対策など将来の展望が描けない状況のなか、ダムの検証が宣言された訳でございます。ダムができるのか、できないのか、不透明な状況に不安になっていると思っております。

今回の検証で、最も影響があります「本明川ダム建設対策協議会」がございます。この協議会に対しまして、検証が進んでいく過程で、その適切な情報の提供を行っていただけるようお願いを致したいと思っております。

本日のこの会議において、このような話があったというような情報があれば多少なりともご安心さ

れるものと思っているところであります。この本明川ダム建設対策協議会の代表者等へ本日の会議等の情報提供を確実に行っていただきたいと思っているところでございます。よろしくお願い致します。

【司会】

ありがとうございました。特に最後の地元協議会の方へのご説明については、しっかりと現場の事務所を含めまして、対応して参りたいと思います。その他構成委員の方から特にございますか。

本日はオブザーバーとしてきていただいておりますけれども、特にご意見があれば伺いますけど、ございますか。よろしいですか。

それでは今までのご意見を踏まえまして河川部長の方から。

【河川部長】

本日はどうもありがとうございました。

本明川ダムにつきまして、本日いただきました、検討の進め方についての意見やご要望を踏まえ、予断なく検討を進めて参りたいと考えております。

スケジュール的なお話もございましたが、今の段階で具体的お示しすることができないわけがございますけれども、あの先ほどからお話がありましたように、できるだけ早く、検討を進めていただきたいということは真摯に踏まえながら、対応していきたいと思っております。

また、地元の方々につきましても、丁寧に対応させて頂くということで、しっかり情報提供していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

特にご意見はよろしいでしょうか。

それでは、これで準備会を終了させていただきます。

本当にどうもありがとうございました。

了